

緊急時の研修実施について

原則

- (1) 研修開始**2時間前**の警報等の発表状況で研修の実施を判断します。
- (2) 園児・児童・生徒の**安全対応**を優先してください。
- (3) 園児・児童・生徒の安全が十分に確保でき、園・学校運営上支障がない場合は、研修を実施することもあります。

警報等が発表された場合

前日

- 研修実施日の**前日**に、**電子メール**にて、全園・学校に、対応の詳細について連絡します。

午前からの研修

- **7時**の時点で警報等が1つ以上発表 → **延期**

当日

- **13時開始**の研修
 - ・ **11時の時点**で警報等が1つ以上発表 → **延期**
- **14時30分開始**の研修
 - ・ **正午の時点**で警報等が1つ以上発表 → **延期**

午後からの研修

- その他の時間に開始する研修
 - ・ 研修開始予定の**2時間前**の時点で警報等が1つ以上発表 → **延期**

※ 警報とは、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」等を指します。

※ 各学校において、研修開始前に警報が発表された、または警報が発表されるおそれのある場合に、児童生徒への緊急な対応等が必要な場合には、そちらを優先してください。（その際は、教育センターへ、研修を欠席する旨の連絡を行ってください。）

※ 延期した場合の実施時期については、後日改めて連絡します。